## 令和4年度第3回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和4年8月9日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和4年8月23日(火)午前10時00分から
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室 (仙台市宮城野区鉄砲町1番地)
- 3 議題 (1)宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
  - (2) 宮城県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
  - (3) その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
- (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号(8月19日(金)午前9時から午前11時までに連絡できる番号)を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。

申込締め切り日は8月18日(木)(必着)です。

郵便番号 983-8585(住所記載省略可)

あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎

宮城労働局労働基準部 賃金室 あて

問い合わせ先 電話番号 022-299-8841

ファックス番号 022-295-3668

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴ができない場合のみ、8月19日(金)午前9時から午前11時までの間に電話にて、御連絡させていただきます。
- (3) 審議会当日は、審議会開会予定の15分前(午前9時45分)までに、1階ロビーにお出でください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
- (4) その他

傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。

## 傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 新型コロナウィルス感染症の感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。
- 12 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。